

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名	身体障害者福祉措置			款	4	項	1	目	3	事業	1	整理番号	172
担当部課名	保健福祉部障害者施策課			係名	管理係			連絡先電話番号	1139		昨年度整理番号	173	
上位施策No・施策名	19 障害者の地域生活支援の充実			予算事業区分				既定事業					
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	40	年度	<input type="checkbox"/>	実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/>	計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)	
	対象	身体障害者			内部管理		根拠法令等		(1) 杉並区身体障害者福祉法施行細則 (2) 杉並区身体障害者相談員設置要綱				
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか) ○身体障害者の自立生活を支援し、地域で安心して生活できるようにする。								活動指標名(式) (1) 相談件数 (2) 身体障害者相談員数				
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順) ○身体障害者とその家族の相談に身体障害者相談員が対応する。 ○緊急に支援を必要とする障害者に施設入所等の措置を行う。								成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 相談員の利用率 算定式・指標の説明等 相談件数÷身体障害者手帳所持者数 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等				
区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)				
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画					
指標	活動指標(1)	1	件	258	220	346	220	286	220	130.0			
	活動指標(2)	2	人	14	14	14	14	13	13	92.9			
	成果指標(1)	3	%	2.0	2.0	2.0	1.6	2.1	1.6	131.3			
	成果指標(2)	4											
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	1,150	1,258	1,081	1,250	1,119	1,258	25年度予算執行率(%) 89.5			
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 25年度は、年度途中で身体障害者相談員の死亡や辞退が相次ぎました。			
	(内)委託費	7	千円	64	465	370	465	464	465				
	職員数	常勤職員数	8	人	0.37	0.30	0.30	0.30	0.30				0.30
		再任用職員数	9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				0.00
		非常勤職員数	10	人		0	0	0	0				
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	3,293	2,610	2,610	2,589	2,589				2,589
		(内)再任用職員分	12	千円	0	0	0	0	0				0
		(内)非常勤職員分	13	千円		0	0	0	0				0
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	4,443	3,868	3,691	3,839	3,708	3,847				
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	17,221	17,582	10,668	17,450	12,965	17,486				
	財源	受益者負担分	16	千円	0	1	0	0	0				0
		国からの補助金等	17	千円	0	0	0	0	0				0
都からの補助金等		18	千円	567	58	52	52	52	52				
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	567	59	52	52	52	52				
差引:一般財源(14-20)		21	千円	3,876	3,809	3,639	3,787	3,656	3,795				
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 172

25年度の事業実施状況	内容	規模	単位	事業費(千円)
		身体障害者相談員	13	人
(1)主な取組				
	その他(事務費)			577
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	身体障害者相談員制度は、気軽に相談できる身近な相談制度として地域に根付いており、身体障害者の自立生活の向上に貢献しています。しかし障害者総合支援法に基づき、「すまいる」をはじめとした相談支援体制も確立してきたことから、相談員の役割も変化しつつあります。相談員の役割の明確化や相談技術の向上が求められています。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	○身体障害者手帳所持者数(4/1現在) 平成21年12,764人、平成22年12,876人、平成23年13,112人、平成24年13,300人、平成25年13,413人、平成26年13,652人 ○身体障害者相談員については、平成24年度より東京都から特別区へ権限が移譲されました。 ○障害者自立支援法施行後、措置によるサービス支給は例外的な場合に限られています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	相談者のニーズが多様化、高度化していることから、相談に対応できる身体障害者相談員のスキルアップも必要だと思われます。「すまいる」等相談支援体制も確立してきましたことありますが、身体障害者が気軽に相談できる身近な相談員制度も維持していく必要があると考えます。
	今後の予測	「すまいる」等相談支援体制も確立してきましたことありますが、身体障害者に身近な相談員制度も維持していく必要があると考えます。
評価と課題		

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
平成24年度より身体障害者福祉法が改正され、身体障害者相談員への委託が東京都から特別区へ移管されることになりました。その中で相談員の研修については東京都が行う事務となりました。(ただし、実施主体は区)障害者が住みなれた地域で継続して生活していくために、身近な存在である相談員の制度も維持していく必要があります。複雑化する制度や新たなサービスの創設などに対応するため、相談員の役割の明確化や相談技術の向上が必要となります。来年度に向けては、相談員事務の所管が福祉事務所から障害者施策課へ移ることから、相談員会のあり方等、福祉事務所の組織改正による事務分担の変化への対応が求められています。						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 173

25年度の事業実施状況	内容	規模	単位	事業費(千円)
		知的障害者相談員	10	人
(1)主な取組				
	その他(事務費等)			112
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	知的障害者相談員制度は、気軽に相談できる身近な相談制度として地域に根付いており、知的障害者の自立生活の向上に貢献しています。しかし障害者総合支援法に基づき、「すまいる」をはじめとした相談支援体制も確立してきたことから、相談員の役割も変化しつつあります。相談員の役割の明確化や相談技術の向上が求められています。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	○愛の手帳所持者数(4月1日現在) 平成21年1,900人 平成22年1,952人 平成23年2,008人、平成24年2,072人、平成25年2,131人、平成26年2,216人 ○知的障害者相談員については、平成24年度より東京都から特別区へ権限が移譲されました。 ○障害者自立支援法施行後、措置によるサービス支給は例外的な場合に限られています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	「すまいる」等相談支援体制も確立してきたことありますが、知的障害者が気軽に相談できる身近な相談員制度も維持していく必要があると考えます。地域で自立した生活を営むことができるよう、身近な相談機関の設置の希望があります。
	今後の予測	「すまいる」等相談支援体制も確立してきたことありますが、知的障害者に身近な相談員制度も維持していく必要があると考えます。
評価と課題		

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
平成24年度より知的障害者福祉法が改正され、知的障害者相談員への委託が東京都から特別区へ移管されることになりました。その中で相談員の研修については東京都が行う事務となりました。(ただし、実施主体は区)障害者が住みなれた地域で継続して生活していくために身近な存在である相談員の制度も維持していく必要があります。複雑化する制度や新たなサービスの創設などに対応するため、相談員の役割の明確化や相談技術の向上が必要となります。来年度に向けては、相談員事務の所管が福祉事務所から障害者施策課へ移ることから、相談員会のあり方等、福祉事務所の組織改正による事務分担の変化への対応が求められています。						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 174

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		障害福祉サービス	2,399	人	4,927,924
		補装具費	740	件	80,018
		その他(自立支援医療費、区分認定審査会等)	683,418		
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	福祉事務所及び障害者施策課地域ネットワーク推進係の職員による利用者の相談申請を経て、杉並区介護給付費等に関する支給認定会議で障害福祉サービスの支給決定を行いました。法改正により平成24年4月からサービス等利用計画の作成対象者が拡大され、計画を作成した利用者については利用計画(案)を踏まえて、支給決定を行いました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	障害福祉サービス利用実績の推移(10月31日現在) ※補装具費は3月31日現在 訪問系サービス 平成23年度 555人 平成24年度 500人 平成25年度 557人 通所系サービス 平成23年度 1,464人 平成24年度 1,566人 平成25年度 1,731人 居住系サービス(グループホーム等)平成23年度 199人 平成24年度 742人 平成25年度 878人 補装具費 平成23年度 741件 平成24年度 837件 平成25年度 740件 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、平成26年4月から重度訪問介護の対象者の拡大やグループホーム・ケアホームのグループホームへの一元化、障害程度区分から障害支援区分への変更がなされました。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	相次ぐ制度改正によりサービスのしくみが複雑化しており、利用者やその家族などへのより分かりやすい説明が求められています。		
	今後の予測	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行後3年(平成28年度)を目途に、支給決定の在り方やサービス全般の在り方について見直しが行われることになっています。		
評価と課題	障害福祉サービスは障害者が地域で安心して生活するために欠かせないサービスであることから、公平な支給を担保しつつ遅滞なく支給決定ができるよう努めてきました。平成27年4月以降はサービスの支給を受けるために、サービス等利用計画の作成が必須となります。このため、計画を作成する相談支援事業所の質の向上及び数の確保に取り組むとともに、滞りなく支給決定ができるよう連絡体制の強化を図ります。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ その他			
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し	
	障害福祉サービスは法に基づく全国一律の制度であるため、サービスの対象者や種類、報酬体系などは独自で検討することはできません。しかしながら、利用者の利便性を考慮したサービスの申請手続きの検討や、障害支援区分、サービスの更新時期等の一元化により、事務の効率化を図り、コストを下げる工夫をしていきます。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		障害者地域生活支援事業①			款	4	項	1	目	3	事業	4	整理番号	175		
担当部課名		保健福祉部障害者施策課			係名	管理係			連絡先電話番号	1142		昨年度整理番号	176			
上位施策No・施策名		19 障害者の地域生活支援の充実			予算事業区分			既定事業								
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	18	年度	<input checked="" type="checkbox"/> 実行計画事業目標		4	施策	19	計画事業	1	<input checked="" type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)		
	対象		身体障害者、知的障害者、精神障害者 など			内部管理		施設維持管理		根拠 (1) 障害者総合支援法第77条 等 (2)						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○障害者が住み慣れた地域で、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。													
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○障害者が抱える様々な課題の解決に向け、地域の相談支援の中核を担う障害者地域相談支援センター3所に相談事業を委託し、相談支援体制の充実を図る。 ○日常生活用具の給付・貸与、日帰りショートステイ、訪問入浴サービス等の利用は、対象者の申請に基づき、各事業の資格要件を判断した上で、サービスを給付または助成する。													
活動指標名(式)		(1) 障害者地域相談支援センターでの相談件数(延べ人数) (2)														
成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標														
成果指標名(1)		新規の相談件数														
算定式・指標の説明等																
成果指標名(2)																
算定式・指標の説明等																
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)						
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画								
指標	活動指標(1)	1	件	27,352	20,000	27,298	24,000	21,720	22,250	90.5						
	活動指標(2)	2	人	578												
	成果指標(1)	3	件	853	500	829	1,000	1,046	1,066	104.6						
	成果指標(2)	4														
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	613,020	238,230	224,750	256,520	247,438	250,820	25年度予算執行率(%) 96.5						
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項						
	(内)委託費	7	千円	523,369	129,946	115,966	163,270	154,406	151,409							
	職員数	常勤職員数	8	人	8.47	6.20	5.40	1.80	2.60	2.80						
		再任用職員数	9	人	2.50	0.50	0.52	0.00	0.00	0.00						
		非常勤職員数	10	人		0.00	4.00	5.00	0.50	0.50						
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	75,383	53,940	46,980	15,534	22,438	24,164						
		(内)再任用職員分	12	千円	7,700	1,965	2,044	0	0	0						
		(内)非常勤職員分	13	千円		0	11,000	13,900	1,390	1,390						
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	696,103	294,135	284,774	285,954	271,266	276,374							
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	25,450	14,707	10,432	11,915	12,489	12,421							
	財源	受益者負担分	16	千円	3,824	1,951	1,724	2,001	1,630	1,971						
		国からの補助金等	17	千円	166,272	51,868	48,602	6,415	37,531	6,415						
		都からの補助金等	18	千円	83,769	25,933	24,301	3,527	19,085	3,527						
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0							
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	253,865	79,752	74,627	11,943	58,246	11,913							
差引:一般財源(14-20)	21	千円	442,238	214,383	210,147	274,011	213,020	264,461								
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.5	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7								

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 175

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		障害者地域相談支援センターでの相談件数(延べ人数)	21,720	件	87,900
		日常生活用具の給付	7,005	件	93,000
		訪問入浴サービス委託	2,331	回	20,538
		その他(日帰りショートほか)			46,000

(2)事業実績(協働、行革の取組があれば記入)

地域の中で、どの障害種別にも対応可能な障害者相談支援体制を確立するため、平成25年度4月、地域の相談支援の中核を担う障害者地域相談支援センター(すまいる)3か所に相談事業を委託して、相談支援体制の再構築を図り、従来の相談支援事業所の委託は25年度を持って終了しました。日常生活用具の給付ではおむつ等支給用具の一部見直しを行ったほか、また、日帰りショートステイの利用者減について、その理由や状況等を把握し、解決を図るため、利用者へのアンケート調査や施設との意見交換を行いました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	<p>○平成18年10月の障害者自立生活支援法本格施行に伴い、事業の再編・新規事業を開始しました。法施行3年目を迎えた平成20年度に法の見直しが行われました。</p> <p>○平成22年12月には整備法が公布され、障害者自立支援法の一部が改正されました。平成24年度には自立支援法、児童福祉法の改正により民間の相談支援事業所の役割が拡大しました。</p> <p>○平成25年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)が施行され、身体・知的・精神の3障害に難病患者が追加されました。</p>
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	<p>○発達障害、精神障害、内部障害、難病など様々な障害や、各年齢層に対応できる相談支援が求められています。</p> <p>○日帰りショートステイ事業では、利用可能なベッドがあっても、同性介護等人員確保、送迎問題等により利用出来ない場合があるため、事業者の体制整備を求める要望があります。また、幼児や重度の方が利用できる施設への事業委託の要望があります。</p>
	今後の予測	<p>○相談支援では平成25年度に体制の見直しを行いました。障害者の地域生活を送る上で相談支援の重要性が増すものと想定されることから、区、特定・障害児相談支援事業所やサービス提供事業者など地域での連携がますます不可欠なものになると予測されます。</p> <p>○日常生活用具の給付、訪問入浴サービスでは、前年度を上回る給付(平成24年度…6830件、平成24年度…70050件)・派遣(平成23年度…2203回、平成24年度…2331回)の実績があり、今後も増加傾向で推移すると予測されます。日帰りショートステイ事業については、平成23年度実績で2279件、24年度実績で1186件、25年度実績で999件と大幅に減少しています。アンケート等から利用希望はあるので、幼児対象施設への事業委託や改善の働きかけ等から1000件程度で推移すると予測されます。</p>
評価と課題	<p>相談支援体制の見直しにより、平成25年度障害者地域相談支援センター3所への相談業務の委託等、相談支援体制の再構築を図りました。今後も連絡会等での現況確認、助言や指導など地域連携を確立するための支援が必要です。</p> <p>重度障害者が在宅生活を維持していく上で、日常生活用具や訪問入浴サービス等の事業を継続していく必要があります。日帰りショートステイは利用実績がこの2年間減少しているため、ニーズの変化を踏まえた事業の見直しを行っていきます。</p>	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
		<p>○障害者地域相談支援センターについては、区や相談支援事業等との地域連携を通じて、障害者相談事業の一翼を担う役割が求められていることから、引き続き、状況を確認しながら、支援していくことが重要です。</p> <p>○日帰りショートステイ事業は、放課後等デイサービス事業所の整備が進んだこともあり、この2年間利用者が大きく減少しているが、依然として利用希望はあることから、利用者事業者間の調整を図っていきます。また、幼児や重度障害児への要望もあることから、既存の事業所も含め、受け入れ可能な施設の検討をしていきます。</p>				

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 177

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		月額上限額負担助成	16	件	46
		義務教育就学児補装具自己負担助成	133	件	4,595
		中等度難聴児補聴器購入自己負担助成	1	件	161
		その他()			0

(2)事業実績
(協働、行革の取組があれば記入)

毎年、障害福祉サービス利用者あてに利用者負担軽減・免除等申請書を送付し申請を受け付けています。また、申請に基づき収入等の確認を行い障害福祉サービス受給者証の発行をしています。区独自の障害福祉サービスの利用者負担の軽減は平成24年度で終了し、経過期間についても平成25年6月で終わります。
義務教育就学児童の補装具費は、福祉事務所で保護者から申請を受付・決定し、障害者施策課で支払いをしています。
中等度難聴児の補聴器購入費の一部助成は、障害者施策課で申請を受付・決定し、支払いをしています。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	<p>主な国の利用者負担制度の見直し等 【事業開始】応益負担(サービス利用に応じて負担)【平成19年12月】低所得の方の月額上限額の引き下げ等【平成20年7月】世帯範囲の見直し等【平成21年7月】資産要件の撤廃等【平成22年4月】非課税世帯の利用者負担が無料【平成24年4月】法律上も応能負担とされました。高額障害福祉サービス等給付費の対象に補装具費が追加されました。 中等度難聴児の補聴器購入費自己負担助成は、平成25年12月から制度を開始しました。</p>
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	<p>義務教育就学児童は成長過程に応じた補装具の購入や修理が必要となり、世帯負担が大きくなることが推測されるため、助成要件に所得制限が設けられていない現行の制度を継続することが望まれています。 中等度難聴児の補聴器購入自己負担助成は平成25年12月から開始した制度のため、今後の周知徹底が求められています。</p>
	今後の予測	<p>平成25年4月に、障害者自立支援法は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律になり、基本理念の創設や目的規定の見直しが行われるとともに障害者の難病が追加されました。平成26年4月には、「障害程度区分」が「障害支援区分」への変更、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等の改正が行われます。また、法の施行後3年を目途として常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他障害福祉サービスの在り方等を見直すこととなっていますが利用者負担についての見直し規定はありません。このため、現在の利用者負担の体系が当分の間引き続くものと思われま。</p>
評価と課題	<p>義務教育就学児を対象とした補装具費自己負担助成により、成長過程にいる義務教育就学児のいる子育て世帯が、成長に合わせて必要な補装具を購入(修理)することが可能となっています。 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象とならない中等度難聴児を対象とした補聴器購入費用の一部助成により、言語の取得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を図るための補聴器の装用を促すことが可能となります。</p>	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ その他			
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し	
<p>義務教育就学児童の補装具費の自己負担額助成は、助成要件に所得制限が設けられておらず、所得の高い世帯でも助成が可能なことから、他の助成制度と同様に低所得世帯を対象とした制度とする見直し方法が考えられます。しかし、義務教育就学児童の場合、その成長過程に応じた補装具の購入や修理が必要となり、成人期より購入や修理の頻度が多く世帯負担が大きいと推測されるため、現行の基準で助成制度を今後も継続していく必要があります。 中等度難聴児の補聴器購入自己負担助成は、対象者の把握が非常に難しい状況にあり、平成25年度の助成件数は1件にとどまりました。今後は難聴児学級や医療機関などへ定期的にピンポイントでの周知が必要です。</p>						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 183

25年度の事業実施状況	内容	規模	単位		事業費(千円)
(1)主な取組	運営助成	1	団体		5,000
	その他(運営事務費ほか)				27
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	障害者自立宿泊訓練事業に従事する介助者の人件費、事業費、管理費として、補助金を執行しています。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成14年10月事業開始。高井戸市民センターの改修に伴い、平成23年度からは活動場所が変更となりました。事業の内容については、これまでも大きな変化はなく、現在に至っています。			
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	これまでの事業実施により培ってきた自立訓練のノウハウを継承し、平成26年度に開設予定のショートステイ併設知的・身体障害者グループホームにおいて事業が実施されることを望む声があります。			
	今後の予測	ショートステイ併設知的・身体障害者グループホームにおいて事業が安定的に実施され、障害者が地域で自立した生活を営めるよう地域移行につなげていけるかを検証していくことが必要となります。			
評価と課題	障害者が地域で自立した生活を営むためのステップとして、この事業が一定の役割を果たしている点は評価できます。しかし、事業実施施設の安全面での問題や利用者数が減少していることから、グループホームなどの他施設を活用して本事業を実施予定でいます。事業運営方法を抜本的に見直すことで、いかに多くの障害者が地域で自立した生活を営めるよう地域移行を進め、事業の定着化を図っていくかが課題です。				

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充 ○ 現状維持 ○ 縮 小 ● その他		
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し
地域社会で自立した生活を行うことができるよう宿泊訓練や日中活動を実施する事業は必要不可欠です。しかし現行の事業運営方法や補助のあり方では、障害者が継続して安定的な自立生活を行うための支援としては限界があるため、平成26年度からショートステイ併設知的・身体障害者グループホームでの事業実施を予定しています。実施後、改めてその効果を検証していきます。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 184

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		重度脳性麻痺者介護事業 介護人謝礼	4,080	回	26,765
		重度心身障害者等ホームヘルプ特別派遣 選定介護人謝礼	20	回	183
		その他(事務費ほか)			51
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	重度脳性麻痺者介護事業は、障害者福祉サービスや介護保険サービスを利用していない重度脳性麻痺者の介護人に報酬をお支払いすることで、重度脳性麻痺者及びその介護者の福祉に貢献しています。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	重度脳性麻痺者介護事業は、平成15年度から、支援費の支給決定者を対象外としたため、登録者数は減となりました。平成18年4月の障害者自立支援法施行後、新規申請はほとんどありません。ホームヘルパー特別派遣は、制度開始時は家政婦派遣のみで実施していましたが、昭和55年度から本人推薦の選定介護人制度を導入しました。平成15年度に家政婦派遣を支援費制度に移行するとともに年間の利用限度日数を20日としました。 平成25年4月1日に施行された障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に、難病等が加わり、難病患者等も障害福祉サービスの対象となったことに伴い、難病患者等ホームヘルパー派遣事業は24年度をもって廃止となりました。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	重度脳性麻痺者介護事業は、家族の方から感謝の声が寄せられています。		
	今後の予測	重度脳性麻痺者介護事業は、障害者の福祉サービスの開始等に伴い、受給者は今後も減少していくと予想されます。		
評価と課題	障害者・介護人の高齢化に伴い、障害者福祉サービスの受給や施設入所を希望する方が増えているので、重度脳性麻痺者介護事業は、受給資格の有無の判定を適正に行う必要があります。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他			
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	重度の脳性麻痺者や重度の心身障害者に対して、きめの細かいサービスを提供するため、今後の障害者福祉サービスの動向を見ながら、本事業を引続き実施いたします。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 185

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		福祉電話設置・撤去・移設	10	件	11
		電話料助成	821	件	1,961
		その他()			10

(2)事業実績
(協働、行革の取組があれば記入)

平成25年度末現在、電話料の助成対象者数は66人(個人電話は42人、福祉電話は22人)となり、昨年度(76人)に比べ対象者数は減っています。
24、25年度は、三輪自転車購入費の助成はありませんでした。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成19年12月に高齢者の電話料助成事業が廃止され、その利用者のうち、障害者の制度に移行可能な9名が引き続き助成の対象となりました。 酸素購入費助成はもともと医療保険適用外の方を対象としていましたが、ほとんど医療保険の対象であったため平成8年度から助成の実績がなく、平成23年度をもって事業を廃止しました。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	固定電話だけでなく携帯電話についても電話料の助成をしてほしいとの要望があります。
	今後の予測	外出が困難な障害者のために固定電話の電話料を助成していますが、対象者の高齢化や携帯電話の普及に伴って、対象者は減少していくものと思われます。

評価と課題

電話料の助成は、重い身体障害のために移動が困難な方や視覚や聴覚の障害のためコミュニケーションに障害がある方の緊急連絡手段を確保するため必要性の高い事業なので、今後も本事業を継続していきます。
三輪自転車の購入費の助成は件数は少ないですが、購入する際には障害者にとって高額な負担になることから、引き続き現在の助成を続けていきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	本事業は、固定電話の電話料のみしか助成をしていませんが、固定電話を持たず携帯電話のみを持つ障害者が増えてくれば、携帯電話についても助成できるよう検討します。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 186

25年度の事業実施状況	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		医療費助成(区制度)	5,345	件
(1)主な取組				
	その他(事務費)			540
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	都制度の対象者数は、3,308人、区制度の対象者数は、406人です。 都制度の医療費助成は、東京都が現物支給を行っていますが、都外の医療機関で診療を受けた場合には現金給付を行います(26年度3,013件、延669人)。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和48年7月 杉並区心身障害者医療費助成事業開始 昭和49年7月 都の事業開始に伴い、区の対象者を愛の手帳3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症のみに変更 平成12年9月 年齢制限(新規65歳以上を対象除外)および所得制限を導入 平成14年10月 高額医療費助成制度を導入 平成18年4月 障害者自立支援法施行により医療費の公費負担から除外された施設入所者を対象に追加
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	他の医療制度(高額療養費、付加給付など)との関係がわかりにくいという声があります。 医療費が高額の場合は、高額療養費や付加給付など他の医療制度の支給が確定してから支給を行うため、申請を受けてから助成までの時間が長いとの声があります。 また、後期高齢者医療制度受給者の課税者については、当該医療費助成制度の対象にはならないため、助成をして欲しいとの要望があります。
	今後の予測	受給者の高齢化、医療の高度化に伴い医療費が増える傾向があることから、今後助成額が増えていくものと思われます。
評価と課題	心身障害者の医療費助成制度は、医療費の負担を軽減することによって早期受診・早期治療につながる制度であり、心身障害者の保健の向上と福祉の増進に寄与しています。 さまざまな医療制度や他の公費助成制度を併用している対象者も多くいるため、わかりやすい制度の説明と周知に努めていく必要があります。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	医療保険制度の見直しに伴い、心身障害者医療費助成制度についても見直しが行われる可能性があります。 区が独自に実施している医療費助成制度については、東京都の医療費助成制度では対象とならない障害者の保健の向上と福祉の更新に寄与していることから、引き続き事業を実施していきます。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		障害者ショートステイ		款	4	項	1	目	3	事業	19	整理番号	187
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	管理係			連絡先電話番号	1139		昨年度整理番号	188	
上位施策No・施策名		19 障害者の地域生活支援の充実		予算事業区分				既定事業					
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	60	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/> 計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)	
	対象		満5歳以上65歳未満の日常介護を必要とする在宅の心身障害者(児)		内部管理		施設維持管理		根拠法令等	(1) 杉並区障害者ショートステイ事業実施要綱 (2) 杉並区障害者ショートステイ事業運営費補助金交付要綱			
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		〇在宅の障害者(児)を一時的に施設等で保護することにより、障害者及び介護者の家庭生活の安定を図る。		活動指標名(式)		(1) 確保居室数(施設) (2) 確保床数(病院)						
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		〇ショートステイ事業を実施する社会福祉法人に対し、事業運営経費の一部を助成する。 〇在宅の医療的ケアを必要とする障害者(児)が、保護者又は家族の疾病等のため介護を受けることができなくなった場合等に、一時的に病院で保護する。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標						
				成果指標名(1)		延利用日数(施設)							
				算定式・指標の説明等									
				成果指標名(2)		延利用日数(病院)							
				算定式・指標の説明等									
区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)				
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画					
指標	活動指標(1)	1	室	13	16	16	12	12	12	100.0			
	活動指標(2)	2	床	1	1	1	1	1	1	100.0			
	成果指標(1)	3	日	3,598	3,880	3,534	3,835	3,557	3,800	92.8			
	成果指標(2)	4	日	56	80	32	80	58	60	72.5			
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	50,652	51,154	48,796	50,158	50,064	50,085	25年度予算執行率(%)	99.8		
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項			
	(内)委託費	7	千円	4,277	4,779	3,713	4,344	4,291	4,336				
	職員数	常勤職員数	8	人	0.50	0.40	0.50	0.40	0.40	0.40			
		再任用職員数	9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
		非常勤職員数	10	人		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	4,450	3,480	4,350	3,452	3,452	3,452			
		(内)再任用職員分	12	千円	0	0	0	0	0	0			
		(内)非常勤職員分	13	千円		0	0	0	0	0			
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	55,102	54,634	53,146	53,610	53,516	53,537				
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	4,238,615	3,414,625	3,321,625	4,467,500	4,459,667	4,461,417				
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0	0			
		国からの補助金等	17	千円	0	0	0	0	0	0			
都からの補助金等		18	千円	0	0	0	0	0	0				
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0	0				
差引:一般財源(14-20)	21	千円	55,102	54,634	53,146	53,610	53,516	53,537					
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 187

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		運営助成(入所施設を除く)	2	所	45,773
		医療機関運営委託	1	所	4,291
		その他()			0

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成15年に措置制度から支援費制度へ移行、さらに平成18年から障害者自立支援法、平成25年度には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)へ移行と制度の変遷がありました。ショートステイサービスのうち、宿泊利用については例年一定した利用がありますが、日帰り利用については、放課後等デイサービスの拡充により、利用率は大幅に減少傾向となっています。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	利用可能な床があっても、同性介護等事業者の人員確保や送迎問題等により利用出来ない場合があるため、実施事業者の体制整備を求める要望があります。また幼児や重度の方が利用できる施設への事業委託の要望があります。
	今後の予測	日帰りのショートステイ事業の利用実績については、ここ数年で大幅な減少傾向にあります。しかしながら、アンケート結果によれば利用希望はあることから、事業者への改善の働きかけ等が必要になってくると考えられます。
評価と課題	日帰りのショートステイ事業の利用実績については、ここ数年で大幅に減少しています。しかし利用希望はあることから、利用者、事業者のミスマッチを解消していく必要があります。また、病院ショートステイでは、人工呼吸器装着者の受入れ体制が整備されていない状況が課題となっています。医療的ケアが必要な利用者の受入れ体制の拡充のため、東京衛生病院と連携を図りつつ体制の整備を推進する必要があります。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	日帰りのショートステイ事業は、この2年間利用者が大きく減少しているが、利用者アンケートから利用希望はあるので、今後利用者と事業者の間の調整を図る必要があります。これを受け、26年度には、事業者との調整会議を開催し、受け入れと利用希望のアンバランスを解決していきます。また、幼児や重度障害者児への要望もあることから、既存の事業所も含め、受け入れ可能な施設の検討をしていきます。さらに要望が多岐に渡っていることから既存の事業所も含め、受け入れ可能な施設の検討をしていく必要があります。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 189

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		理美容サービス委託(延回数)	286	回	1,773
		寝具洗濯乾燥サービス委託(延回数)	98	回	153
		その他(事務費 ほか)			74

(2)事業実績
(協働、行革の取組があれば記入)

寝具乾燥サービスは、平成23年度から高齢者部門と合わせて契約を結ぶことにより、契約単価を引き下げることができました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和53年4月 理美容サービスを開始しました。 昭和61年4月 寝具洗濯乾燥サービスを開始しました。 平成12年4月 介護保険制度開始に伴い、理美容及び寝具洗濯サービスにおける65歳以上の障害者は高齢者制度へ移行しました。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	65歳到達時より高齢者制度へ移行しますが、それにより発生する利用者負担への不満の声がありません。
	今後の予測	重い障害のある方を対象とした事業であることから、受給者数の増減はあまりないと予測されます。
評価と課題		65歳になっても、高齢者の制度に移行せず、同じ障害者の制度でサービスを提供できないか、他の制度も踏まえて検討する余地があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
外出困難な障害者や寝たきり状態の障害者の衛生状態の改善のための事業であることから、対象者は少ないですが、今後も事業を続けていきます。						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 190

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		緊急通報協力員活動費	309	人	309
		緊急通報機器の設置経費等	23	台	403
		緊急通報システム保守点検委託	31	台	433
		その他()			16
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	25年度に従来の消防庁方式から民間方式の緊急通報システムに入れ替えを行いました。民間方式の緊急通報システムには、火災センサーと安心センサーを備えており火災時等の緊急事態に対応することができるようになりました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	制度当初から消防庁方式による緊急通報システムを実施してきましたが、現在の機器が生産中止となり、今後のメンテナンスも打ち切られる予定であることから、25年度中に民間方式による緊急通報システムに切り替えを行いました。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	一人暮らしの重度障害者、難病患者を対象としており、緊急時の不安を解消できることで安心した生活が送れます。また、離れて暮らす家族も安心できています。 地域のつながりが薄くなっている中、緊急通報協力員を探すのが難しいという声がありました。		
	今後の予測	民間方式に移行することにより、消防庁方式に必要な緊急通報協力員を探す必要がなくなるため、設置数は増えていくものと思われます。		
評価と課題	消防庁方式から民間方式に変更することにより、緊急通報協力員を探さなくて設置することができるようになりました。 また、民間方式に移行することにより、安心センサーと火災センサーが加わり、障害者の緊急事態になおいっそう対応することができるようになりました。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	一人暮らしの重度障害者や難病患者が緊急事態になったときに通報し救助を求めるために、また、障害者の見守りという点からも、安心・安全確保のために有効な手段として機能しています。民間方式に移行して設置しやすくなったことも含め、制度の周知に努めていきます。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		心身障害者福祉手当等支給		款	4	項	1	目	3	事業	24	整理番号	191	
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	障害者福祉係		連絡先電話番号	1145		昨年度整理番号	192			
上位施策No・施策名		19 障害者の地域生活支援の充実		予算事業区分		既定事業								
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	39	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)			
	対象	受給要件に該当する心身障害者等やその保護者及び介護者(年齢制限、所得制限あり)		内部管理			根拠法令等	(1) 杉並区心身障害者福祉手当条例、同施行規則 杉並区介護手当条例、同施行規則 (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 杉並区心身障害者おむつ支給要綱						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○心身に障害を有する者等に手当等を給付することにより、対象者の精神的、経済的負担の軽減を図る。		施設維持管理			活動指標名(式)	(1) 受給者数(心身障害者福祉手当・介護手当) (2) 受給者数(おむつ)					
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○心身障害者福祉手当:月額①17,000円または②11,500円支給 ○精神障害者福祉手当:月額5,000円支給 ○特別障害者手当:月額26,000円、障害児福祉手当:月額14,140円、経過措置福祉手当:月額14,140円支給 ○介護手当:月額10,500円支給 ○特別児童扶養手当:区は認定請求書の受理、進達、証書交付等 ○おむつ支給:月8,000円を限度に、おむつを支給		成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標		成果指標名(1)	(代)心身障害者福祉手当・介護手当の年間総支給額					
				算定式・指標の説明等			成果指標名(2)	(代)おむつの一人あたり年間総支給額						
				算定式・指標の説明等										
区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画						
指標	活動指標(1)	1	人	5,256	5,350	5,315	5,315	5,367	5,370	101.0				
	活動指標(2)	2	人	422	404	439	439	469	469	106.8				
	成果指標(1)	3	千円	941,181	977,322	948,870	948,870	949,993	949,993	100.1				
	成果指標(2)	4	千円	67	65	67	67	61	65	91.0				
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	1,112,072	1,137,264	1,124,393	1,133,481	1,126,176	1,147,080	25年度予算執行率(%)	99.4			
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項				
	(内)委託費	7	千円	27,278	28,463	28,456	29,329	29,212	29,983					
	職員数	常勤職員数	8	人	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40					2.40
		再任用職員数	9	人	0.15	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
		非常勤職員数	10	人		0.15	0.00	0.00	0.00					0.00
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	21,360	20,880	20,880	20,712	20,712					20,712
		(内)再任用職員分	12	千円	462	0	0	0	0					0
		(内)非常勤職員分	13	千円		413	0	0	0					0
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	1,133,894	1,158,557	1,145,273	1,154,193	1,146,888	1,167,792					
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	215,733	216,553	215,479	217,158	213,693	217,466					
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0					0
		国からの補助金等	17	千円	108,077	106,305	147,679	110,117	109,902					128,482
		都からの補助金等	18	千円	0	0	0	0	0					0
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	108,077	106,305	147,679	110,117	109,902	128,482					
差引:一般財源(14-20)		21	千円	1,025,817	1,052,252	997,594	1,044,076	1,036,986	1,039,310					
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 191

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		国制度手当(特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置))	537	人	146,839
		区制度手当(福祉手当、介護手当)	5,244	人	942,275
		精神障害者福祉手当	123	人	7,718
		おむつ支給対象者	469	人	28,827
		その他(特別児童扶養手当事務費等)			
(2)事業実績(協働、行革の取組があれば記入)	<p>平成23年4月から精神疾患を持つ方とその家族への支援策として、新たに区の心身障害福祉手当の対象に精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)を加え、月額5,000円の手当を支給開始しました。平成25年度の各手当の支給人数は、特別障害者手当が延4,653人、障害児福祉手当が延1,571人、区福祉手当が延60,764人、精神障害者福祉手当が延1,507人、介護手当は延36人となっています。おむつ支給は、おむつを必要とする心身障害者の方に対し、延4,267人におむつを支給しました。</p>				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	<p>区の心身障害者福祉手当は昭和46年、介護手当は昭和48年開始で、ともに平成12年から所得制限を導入しました。特別児童扶養手当、特別障害者手当等の国の手当は昭和39年に開始しました。平成23年4月から心身障害福祉手当の対象に精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)を加えました。</p>
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	<p>精神障害者福祉手当については、対象の拡大や手当額の増額についての要望があります。おむつについては、支給方法(現金・現物)の選択制の要望や商品拡充の要望があります。</p>
	今後の予測	<p>経済は緩やかな回復をしていますがまだまだ厳しい社会情勢の中、受給者数は増加傾向にあると思われる。</p>
評価と課題	<p>障害者を対象にした手当は、区福祉手当をはじめ、特別障害者手当、障害児福祉手当等手当等、多種類にわたっています。その上、平成23年4月からは杉並区独自で心身障害福祉手当の対象に精神障害者を加え、さらに手当の種類が増えました。受給資格がありながら申請もれにより受給できないことがないよう、福祉事務所や保健センターと連携して、制度周知に努めます。</p>	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	<p>障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国の制度や都の制度に基づく手当に加えて、区の独自の手当についても引続き支給していきます。</p>					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 192

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		支給対象者	2,268	人	426,443
		その他(事務費)			298

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和52年4月 制度開始 平成12年8月 所得制限と年齢制限(新規65歳以上)を導入しました。 平成21年12月 新規疾病(間脳下垂体機能障害等)が追加され、対象疾病は82疾病になっています。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	65歳以上で難病になった方についても手当を支給して欲しいとの要望があります。
	今後の予測	国の難病医療費助成の対象疾患が、平成27年1月から56疾患から約300疾患に段階的に拡大されることに伴い、難病手当の支給対象者を見直します。
評価と課題	難病患者の精神的・経済的な負担の軽減に寄与していることから、今後の国の難病医療費助成の動向を見ながら、必要な見直しを行います。 支給資格がありながら申請もれにより手当を受給できないことがないよう、保健センターと連携をして制度周知に努めます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input checked="" type="radio"/> 対象の見直し	
難病患者の精神的・経済的負担の軽減に寄与しており、今後も制度を維持していきます。						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 193

25年度の事業実施状況	内容	規模	単位	事業費(千円)
		位置探索システムの委託	371	件
(1)主な取組				
	その他(事務費)			12
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	平成25年度は受給者は増えていませんが、探索をした件数が増加しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成15年度から事業を開始しています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	知的障害者を持つ家族からは、行方不明になった際の不安が解消され助かるとの意見が寄せられています。
	今後の予測	GPS機能のついた携帯電話の普及が進んでいるため、位置探索のみとなる本制度の利用登録者は少なくなっていくものと予測されます。
評価と課題	GPS機能付携帯電話など他の選択肢も増えていることから、利用者が大幅に増えることは考えられませんが、携帯電話を持たせることができない障害者がいること、また、携帯電話に比べて費用負担が少なく済むため、利用者は少ないですが、今後も事業を継続していきます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
GPS機能付携帯電話など他の選択肢も増えていますが、他の適当な位置探索の代替手段がない限り、現在の方法を続けていきます。						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 194

25年度の事業実施状況	内 容	規 模		単 位	事業費(千円)		
		(1)主な取組	利用者日常生活訓練・各種相談				5,052
			高次脳機能障害支援	2,168	件		332
			地域移行プレ相談事業受け入れ検討会議	3	件		60
			施設運営費				483
			その他()				0
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	<p>中途障害者の通所事業では、利用者の半分ほどが退院直後でした。そのため、地域生活支援を実施する上では、医療・福祉等関係機関との連携や調整が重要になっていました。新規相談者は減少しましたが、一人に対する支援が多岐に渡っているため相談件数は増えています。</p> <p>障害者地域相談支援センターに委託している地域移行プレ相談事業の対象者について、適切な支援が提供できるよう精神科医師を交えた検討会を実施しました。</p>						

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	<p>平成18年度障害者福祉会館の委託化に伴い生活リハビリ事業が、地域生活支援係に所管を移し、区単独事業として位置付けられました。また、平成18年度に高次脳機能障害者相談支援事業を開始し、関係機関等への支援、セミナー等の開催、専門相談窓口を立ち上げてきました。平成25年度からは訓練場所である障害者福祉会館に地域生活支援担当として事務所を移動し、円滑な事業運営を目指しています。</p> <p>平成19年度より区の単独事業として開始した退院促進事業は、平成25年度、障害者総合支援法(略称)の地域移行支援事業に移行し区独自の事業は終了しました。しかし、長期入院者は退院の動機付けに時間がかかることから、個別給付事業とは別に、退院の動機づけ支援を行う地域移行プレ相談事業を障害者地域相談支援センターに委託して実施しています。適切な事業実施にあたり、支援方針等を確認する受け入れ検討会議を精神科医を交えて区主体で実施しています。</p>
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	<p>通所事業については、「通える場所、相談を出来る所があった」また、「同じ仲間との出会いによって意欲が向上し活動的になった」という声がある一方、「1年間の通所期間では短い」「1年の通所期間後の後、受け入れ先の作業所が少ない。」「作業所通所のための手段が無い」などの訓練終了後の不安が寄せられています。</p> <p>受け入れ検討会議については、精神科医が加わることによって対象者の全体像が見えやすく、支援方針も明確になるとの評価が関係機関からあがっています。</p>
	今後の予測	<p>地域医療との連携を積極的に進める中、入院中からの相談が多くなっていくと思われます。そのため、多種多様なニーズに応えられるように多岐にわたった専門的な知識が求められてきます。個々の状況に配慮した相談支援体制の構築が必要になってくると思います。</p> <p>精神保健福祉法(略称)の改正に伴い、今後退院に際して支援が必要な方が増えることが予測されます。適切なサービスにつながるアセスメントがより重要になることから、受け入れ検討会議の役割も変化していくと思われます。</p>
	評価と課題	<p>高次脳機能障害者の支援については、医療・福祉・就労等幅広い機関との連絡調整が重要です。障害の分野から介護保険の分野、介護予防の分野まで幅広い知識と経験が必要であり、支援者のスキルアップが求められています。また、介護保険サービスに適応を示さない若年層や障害高齢者に対する支援体制が整っていない状況があるため利用しやすいサービス提供の検討が必要です。</p>

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充	● 現状維持	○ 縮 小	○ その他
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し	
	<p>○通所生活リハビリ事業については、中途障害者を対象とした1年間の通過型通所事業のため、個々のニーズに合わせた多種多様な対応が必要になります。活動内容を見直し障害特性に応じた支援を充実させていきます。また、支援者のスキルアップおよび情報共有を図り、効率よく迅速に対応できるような事業運営を実施していきます。</p> <p>○障害者地域相談支援センター等、新たな相談窓口の設置により高次脳機能障害を含む中途障害者の相談支援体制について、ネットワークを再構築していく必要があります。</p> <p>○地域移行プレ相談事業を実施する中で、退院後の生活のイメージづくりをする場が求められています。H26年度から新たにグループホーム体験型ショートステイ事業を実施する予定です。</p>					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 195

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		24時間安心サポート事業の相談受付・緊急ショートを委託	1	所	2,382
		24時間安心サポート事業の緊急ヘルパーを委託	1	所	648
		その他()			0

(2)事業実績
(協働、行革の取組があれば記入)

平成25年度実績では、緊急ショートステイ 2件、緊急ヘルパー派遣 0件となっています。過去5年間で、緊急ショートステイは延15件、緊急ヘルパー派遣は延2件となっています。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成18年度より事業を開始しましたが、障害者が住み慣れた地域で、安心安全に自立した地域生活を継続していくための障害者施策は常に求められています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	介護者の急病等の緊急時に、24時間体制で相談の受付やサービスを受けられる制度を作りたいとの意見が多数あります。また、24時間安心サポート事業があることによって、もしもの時の安心感があるという意見があります。
	今後の予測	24時間安心サポート事業は、障害者やその家族の安心を確保することからも今後も事業の継続が求められています。
評価と課題	介護者の緊急時には欠かせない事業であり、事業自体は継続していく必要があります。しかし、緊急ショートステイ・緊急ヘルパー派遣とも毎年度利用者数が1桁台または0人で推移していることから、事業内容や周知方法を見直す必要があります。	

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し	<input checked="" type="radio"/> 対象の見直し	
	区の監査委員から、利用実績が少ないことから、その必要性は認めながらも、事業のあり方について見直しの指摘を受けています。26年度には、両事業が並行して必要なのか、ベッドやヘルパー確保料を廃止し、実績に基づく支払いのみにはできないのか等を検討し、介護者の利便性に配慮した形で見直しを進めていきます。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 196

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		すだちの里すぎなみ入所選考委員会の開催	1	回	42
		障害者支援施設マイルドハート高円寺入所者選考委員会の開催	1	回	0
		その他()			0

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	すだちの里すぎなみ開設時には、区枠(40名)施設利用者全員が入所しました。当該施設がおおむね3年間を入所期間とする地域移行型の施設であるため、入所者に退所があった場合に備え、予め入所者推薦連絡会において入所希望者の優先順位を付し、施設に推薦します。 障害者支援施設マイルドハート高円寺は、平成21年度に施設を開設し、入所枠(9名)の入所希望者が入所しました。退所者が出た場合のために、予めすだちの里すぎなみと同様に施設に入所希望者の推薦を行っています。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	本事業に対する住民の意見は現時点において寄せられておりません。今後も公平性・透明性のある入所希望者の施設への推薦に努めます。
	今後の予測	現在介護を行っている保護者等や利用者本人の高齢化に伴い、在宅生活の継続が厳しい等の理由による、施設入所希望者が増加することが見込まれます。
評価と課題		これまで選考委員会では、入所希望者の申込み内容、在宅状況や障害の程度などによる選考基準を作成し、公平性や透明性を保ちながら、施設入所対象として優先順位を付し、施設への推薦を行ってきました。今後も引き続き、公平性・透明性を保ちながら、入所希望者の推薦をより効率的に行っていく必要があります。また、すだちの里すぎなみは、地域移行を前提として入所希望者を推薦していますが、こうした施設の目的に沿った方からの希望が少ない状況にあります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
入所希望者の推薦にあたっては、施設の目的に沿った入所希望者の増加と推薦内容の透明性・公平性を保つことが重要です。募集に関して、特別支援学校や通所施設等への周知を徹底を図ります。また、推薦する際の基準に関しては入所者推薦連絡会において、常に見直しを行い、透明性と公平性の向上に努めます。						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名	障害福祉事業者支援・指導	款	4	項	1	目	3	事業	50	整理番号	206	
担当部課名	保健福祉部障害者施策課	係名	管理係			連絡先電話番号	1154			昨年度整理番号	207	
上位施策No・施策名	19 障害者の地域生活支援の充実					予算事業区分	既定事業					
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	22	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業	実施	計画	事業	<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)		
	対象	障害福祉サービスの事業者・管理者・従事者		内部管理		根拠法令等	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第9条・第10条・第48条	(2) 杉並区障害者ガイドヘルパーの資格に関する要綱				
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○障害福祉サービス事業者へ支援・指導を行うことにより、適切で安定的なサービス提供につなげる。 ○ガイドヘルパー養成講座を開催し、その修了者に資格証を発行することにより、区の移動支援事業に従事するヘルパーの確保と質の向上を図る。					活動指標名(式)	(1) 「障害福祉サービス事業者支援講座」開催回数 (2) 「障害者ガイドヘルパー講座」開催回数				
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○障害福祉サービス事業者からの相談対応や巡回指導を実施することにより、必要な助言や指導を行う。また、管理者や従事者などを対象に講座や研修会を開催する。 ○ガイドヘルパー養成講座を開催し、修了者に区の移動支援事業に従事できる資格証を発行するとともに、フォローアップ研修を実施する。 ○特定相談支援事業所等の相談支援専門員を対象にサービス等利用計画作成のスキルアップ研修を実施する。					成果指標	※(代) = 適当な指標がない場合の代替指標				
	成果指標名(1)	事業者支援講座受講者数			算定式・指標の説明等		成果指標名(2)	ガイドヘルパー養成数				
	算定式・指標の説明等	ガイドヘルパー講座を修了し、資格証を交付された人数										

区分	単位	23年度	24年度		25年度		26年度計画	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)				
		実績	計画	実績	計画(目標値)	実績						
指標	活動指標(1)	1	回	2	2	2	3	2	150.0			
	活動指標(2)	2	回	1	1	1	1	1	100.0			
	成果指標(1)	3	人	91	100	77	100	137	100	137.0		
	成果指標(2)	4	人	20	20	22	20	13	20	65.0		
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	185	600	207	276	207	254	25年度予算執行率(%)	75.0	
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項		
	(内)委託費	7	千円	16	43	43	44	23	46			
	職員数	常勤職員数	8	人	0.80	1.00	0.80	0.80	0.80	0.80	講座開催通知を郵送からファックス・メールに変更したことにより役務費と需用費が減少したため。	
		再任用職員数	9	人	0.20	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
		非常勤職員数	10	人	0.00	0.00	0.00	0	0	0		
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	7,120	8,700	6,960	6,904	6,904	6,904		
		(内)再任用職員分	12	千円	616	0	0	0	0	0		
		(内)非常勤職員分	13	千円	0	0	0	0	0	0		
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	7,921	9,300	7,167	7,180	7,111	7,158			
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	3,960,500	4,650,000	3,583,500	3,590,000	2,370,333	3,579,000			
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0	0		
国からの補助金等		17	千円	0	0	0	0	0	0			
都からの補助金等		18	千円	0	0	0	0	0	0			
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0			
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0	0			
差引:一般財源(14-20)		21	千円	7,921	9,300	7,167	7,180	7,111	7,158			
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 206

25年度の事業実施状況	内 容	規模	単位		事業費(千円)
			単 位	数	
(1)主な取組	講座開催に伴う講師謝礼	12	人		172
	通知等郵送費				23
	その他(資格証発行・講座開催用消耗品)				12
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	平成25年11月にすぎなみ地域大学を活用し知的障害者ガイドヘルパー講座を開催し、平成26年1月には修了者を対象にフォローアップ研修を重度知的障害者施設で体験研修として行いました。事業者支援としては、平成25年6月に杉並保健所保健予防課の協力により障害福祉サービス・児童通所サービス事業者支援講座「感染症発生に備える」を開催しました。事業者指導は都の実地検査に同行するほか、平成23年度からは区単独での実地検査を実施しています。平成25年度は同行を5回(実回数7回)実施しています。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	ガイドヘルパー資格制度は平成22年度に設置し養成講座を実施しました。平成23年度からは視覚障害が同行援護の制度に移行したため知的障害のみを対象に、すぎなみ地域大学で養成講座を実施しています。 事業者支援は管理者向け研修と職員向け専門研修を実施しているほか、平成24年度からは相談支援専門員にサービス等利用計画作成の研修を実施しています。 事業者指導については、指導を要する事業者に対し個別に実施するとともに、都の実地検査に同行するほか平成23年度からは区単独での実地検査を実施しています。			
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	ガイドヘルパーの数が不足しているため、障害特性を理解し移動支援ガイドヘルパーとして携わる技量を身につけた人材を養成し確保して欲しいとの要望があります。 不適切な事業運営を未然に防ぎ、かつ事業所実施が安定して継続できるよう、助言・指導を実施して欲しいとの要望があります。			
	今後の予測	移動支援事業の利用者数は年々増え続けており、今後も障害特性を理解した支援の質の高いガイドヘルパーの確保は必要になると予想されます。 現在、東京都を中心に行い区が随伴する方法が進められている事業所の実地検査・指導業務は、今後区に移管される方針も示されています。 障害福祉サービスを安定的に提供していくためには、事業者及び従事者の質の向上が重要であり、事業者への支援・指導がさらに必要となります。 平成24年4月から特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の指定を区が行うこととなり、研修により相談支援専門員のスキルアップを図り、サービス等利用計画の作成を充実させていく必要があります。			
評価と課題	障害福祉サービス提供事業者の中には、まだまだ支援・指導を必要とする事業者も多く、講座や研修の開催や実地検査など様々な手段によりサービスの質や量を確保する取り組みを継続していく必要があります。 平成25年度ガイドヘルパー養成講座受講後、ガイドヘルパーとして事業所への登録は23%、また事業所への登録予定が38%となっています。 今後は講座修了者がガイドヘルパーとして登録していただけるように講座に移動支援の実習やフォローアップ講座を取り入れる等講座内容を工夫して登録者を増やしていく必要があります。				

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
障害福祉サービスを安定的に提供していくためには、事業者及び従業者の質の向上が重要であり事業者への支援・指導がさらに必要となります。 事業者指導については利用者からの情報や事故報告の件数・内容等を踏まえて計画的な指導体制を介護・保育等他部署とも連携しつつ確立することが必要です。 平成24年4月から特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の指定を区が行うこととなり、研修により相談支援専門員のスキルアップをはかりサービス等利用計画の作成を充実させていく必要があります。 安定的で質の高いサービス提供を行うため、区職員の専門性や指導力も高め、積極的に事業者の支援・指導を行っていきます。						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 207

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		精神障害者グループホーム運営	22	所	28,919
		家賃助成	113	人	28,178
		知的障害者区型グループホーム運営	2	所	15,686
		知的障害者グループホーム(区長指定型)	2	所	5,128
		その他(障害者地域移行支援事業補助金、事務費)			
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	<p>家賃助成の対象者は113人となり、年々増加しております。 知的障害者区型グループホームは、せいび寮、第二せいび寮の2つのグループホームの運営委託を行いました。 知的障害者グループホーム(区長指定型)の入居委託は2所となりました。</p>				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	<p>平成8年時点では区内に1所であった精神障害者グループホームが、平成25年度末は6所になりました。 知的障害者区型グループホームは5所まで増えた後、平成24年度は2所となり、平成25年度末をもって0所となりました。 知的障害者グループホーム(区長指定型)は当初5所で、平成23年度以降は2所となりました。 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の整備に関する法律の施行により、平成26年4月からグループホーム、ケアホームはグループホームに一元化されました。</p>
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	<p>区内にある精神障害者グループホームの多くは、一定期間(3年間)を経過した後に独居を目指すグループホームです。そのため、グループホームを退所した後の生活の場の確保への不安や支援が不足しているとの意見があります。</p>
	今後の予測	<p>グループホームの開設数の増加に伴い、家賃助成の対象者も増加が見込まれます。 精神科病院からの退院の促進が進められていることから、精神障害者のグループホームの需要が今後ますます高まることが予測されます。</p>
評価と課題	<p>グループホームの家賃助成は、平成23年10月より国の制度として新たな家賃助成制度が創設されましたが、これまでどおり東京都の制度に区単独分を追加して実施し、さらなる助成額の拡充を図っております。対象者にとって自立した地域生活を営む上で経済的基盤となっており、地域生活を行うことに寄与しております。</p>	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し <input type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し
	<p>グループホームの開設数は年々増加しており、家賃助成の対象者も増えております。家賃助成については障害者がグループホームを利用し、継続して地域生活を行う上で重要であり、今後も事業の継続は必要です。 知的障害者区型グループホームについては、区内の法内で同様の施設が40床程あり、また本施設の設備が運営しづらい等の問題があったため、せいび寮、第二せいび寮については、25年度末に廃止しました。</p>		

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		障害者虐待対策		款	4	項	1	目	3	事業	52	整理番号	208	
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	地域ネットワーク推進係		連絡先電話番号	3222		昨年度整理番号	209			
上位施策No・施策名		19 障害者の地域生活支援の充実		予算事業区分		既定事業								
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	24年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実行計画事業目標	4	施策	19	計画事業	3	<input checked="" type="checkbox"/>	主要事業(経営計画書掲載事業)	
	対象	虐待通報のあった障害者とその養護者等		内部管理			根拠法令等	(1) 障害者の虐待防止および障害者の養護者の支援等に関する法律 (2) 杉並区障害者の虐待防止等に関する要綱						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○障害者虐待を未然に防ぐことや権利擁護について住民や事業者等の理解を深めるための広報や普及啓発に努め、障害者の権利擁護に関する区民意識の向上を図る。 ○障害者に対する虐待の発生予防のため、地域における支援のネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用援助など養護者の負担軽減を図る。		活動指標名(式)		(1) 区民向け講演会・関係機関向け研修の実施回数 (2) 虐待通報受理件数							
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○「障害者虐待防止法」に基づき、通報等を受理し、事実確認と共に個々の状況に応じて組織的に対応し、支援機関につなぐなど継続的な支援を行う。 ○障害者虐待防止に関する関係機関向けの研修及び支援者の連携推進と対応力向上のためのケース検討会を開催する。 ○障害当事者や区民及び関係者等に対し、広報や講演会などの機会を通して障害者虐待防止の普及啓発を行う。		成果指標		※(代)＝適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) (代)講演会・研修会参加者数 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 虐待通報対応率 算定式・指標の説明等 事実確認等の対応が必要な件数÷虐待通報受理件数							
区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画						
指標	活動指標(1)	1	回	5	4	3	2	3	66.7					
	活動指標(2)	2	件	12	29	50	22	36	44.0					
	成果指標(1)	3	人	150	168	100	131	100	131.0					
	成果指標(2)	4	%	12.0	29.0	100.0	45.0	100.0	45.0					
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	0	1,656	672	3,559	529	2,651	25年度予算執行率(%)		14.9		
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 予算執行率が、14.9%となった主な理由は、緊急一時および虐待防止見守りを要する事案が一件もなかったためです。				
	(内)委託費	7	千円	0	0	0	2,592	0	1,728					
	職員数	8	人	0.00	0.90	0.90	1.00	1.00	1.00					
		9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
		10	人		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
	(内)常勤職員分	11	千円	0	7,830	7,830	8,630	8,630	8,630					
	(内)再任用職員分	12	千円	0	0	0	0	0	0					
	(内)非常勤職員分	13	千円		0	0	0	0	0					
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	0	9,486	8,502	12,189	9,159	11,281					
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円		1,897,200	2,125,500	4,063,000	4,579,500	3,760,333					
	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0	0					
国からの補助金等	17	千円	0	0	0	1,779	1,779	1,325						
都からの補助金等	18	千円	0	0	0	0	0	0						
その他の補助金等	19	千円	0	0	0	0	0	0						
特定財源計(16+17+18+19)	20	千円	0	0	0	1,779	1,779	1,325						
差引:一般財源(14-20)	21	千円	0	9,486	8,502	10,410	7,380	9,956						
受益者負担比率(16÷14)	22	%		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 208

25年度の事業実施状況	(1) 主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		区民向け講演会・関係機関向け研修の実施	2	回	80
		普及啓発のためのパンフレット、ポスター等の作成	2,500	枚	269
		障害者虐待対応会議・事例検討会の実施	43	回	180
		その他()			0
	(2) 事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	<p>居宅介護・移動支援事業者向け研修会「これって虐待？」を平成25年10月22日に、通所施設職員向け講演会「障害者施設における障害者虐待の防止について」を平成26年3月5日に実施しました。また、障害者虐待防止に関するパンフレットやファイルを作成し、区民・関係機関に配布し普及啓発を行いました。</p> <p>障害者虐待ケース検討会は定期的に行い、弁護士や精神科医から権利擁護や障害特性の理解などに関する法的及び医学的な視点からの助言を受ける機会を設け、支援力の向上を図りました。</p>			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	事業内容
		<p>平成24年10月の法施行に伴い、障害者虐待に関する通報等の対応窓口の整備を行い、平成25年4月に基幹型相談支援センターと虐待防止センターの機能を持つ地域ネットワーク推進係が設置されました。平成24年度の通報等は32件、25年度は22件あり、各ケースについて事実確認を行い、関係機関と連携して必要な支援体制を整えるなどの対応を行いました。また、法施行に伴い児童虐待や高齢者虐待の関連部署との連携を図るための連絡会の開催、対応窓口を周知するための「杉並区虐待対応窓口連携マニュアル」の作成等、虐待対応関連部署の連携促進を図りました。</p> <p>25年度より、新たに障害者地域相談支援センター(「すまいる」3所)に通報等があり日常적인見守りが必要なケースについて「障害者虐待防止見守り事業」を委託しました。(25年度実績なし)</p>
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	<p>障害者虐待防止に関する理解の促進、普及啓発については、障害当事者、家族、関係機関等、それぞれの立場から講演会や研修等の継続的な開催の要望があります。</p> <p>また、相談支援の実践の中から、区内相談支援事業者をはじめ関係機関から障害者虐待に関する事例検討会の積み重ねやスーパーバイズ研修の参加について要望があります。</p>
	今後の予測	<p>差別解消法の制定や障害者権利条約の批准に伴い、障害者の権利擁護に対する意識の高まりを受け、障害者虐待の相談や通報等が増えることが予想されます。相談や通報等の増加に伴い、複合的な課題を抱えさまざまな関係機関との連携や支援のスキルが必要なケースなど、対応が難しいケースも増えることが予想されます。</p>
	評価と課題	<p>法施行から一年半経過しましたが、障害者支援の現場では虐待や虐待が疑われる事例は無くならない現状があります。課題が複合的で対応が難しい事例については、関係機関の連携や支援者の専門性の向上を目指したバックアップ体制や、虐待を未然に防ぐ支援のネットワーク構築、養護者の介護負担の軽減のための社会資源の整備が不可欠です。障害者権利条約の批准に伴い、障害者の虐待防止や権利擁護に対し、区として区民や関係機関へ積極的な働き掛けを行い、区民意識の向上に向けた取組を強化してまいります。</p>

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充	● 現状維持	○ 縮 小	○ その他
			II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し
	<p>障害者権利条約の批准に伴い、障害者虐待防止にとどまらず障害者の権利擁護についての区民意識の向上を目指し、差別解消や合理的配慮などに根差した施設のバリアフリー、心のバリアフリー化など、だれもが住みやすい街づくり等について、区として検討をすすめていきます。</p> <p>基幹型相談支援センター及び虐待防止センターの機能のさらなる充実を図り、相談支援事業所のバックアップ体制の整備をしていきます。支援が困難な事例については、障害者虐待ケース検討会を定期的に行い、医師や弁護士等による医学的、法的な専門的助言を得る機会を確保し、関係機関の連携と専門性の強化を図ります。</p>					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		障害者相談支援			款	4	項	1	目	3	事業	53	整理番号	209	
担当部課名		保健福祉部障害者施策課			係名	地域ネットワーク推進係			連絡先電話番号	3222			昨年度整理番号		
上位施策No・施策名		19 障害者の地域生活支援の充実			予算事業区分			新規事業							
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	25	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実行計画事業目標		4	施策	19	計画事業	1	<input checked="" type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)	
	対象	○障害者総合支援法第51条の19及び51条の20に規定される指定特定相談支援事業所			内部管理				根拠法令等	(1) 障害者総合支援法					
					施設維持管理					(2)					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○相談支援事業所等支援として「サービス等利用計画作成研修会」を実施し、指定相談支援事業所で作成する上記計画の量的・質的な拡大を図る。 ○地域自立支援協議会の安定した運営を行う。			活動指標名(式)			(1) サービス等利用計画作成件数			(2)				
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○特定相談支援事業所に対するサービス等利用計画書の作成・モニタリングの実施に関する研修会を行い、相談支援事業全体の力量確保・専門性向上のための研修等の企画・運営を行う。 ○障害者福祉に関する地域の課題を共有し、各関係機関のネットワーク構築推進のため地域自立支援協議会を運営する。			成果指標			※(代)=適当な指標がない場合の代替指標			成果指標名(1)			サービス等利用計画作成率		
				成果指標名(2)			サービス等利用計画作成率			算定式・指標の説明等			サービス等利用計画作成件数÷障害福祉サービス利用者数		
				算定式・指標の説明等											
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度		計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)				
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画							
指標	活動指標(1)	1	件			1,009	875	1,006	86.7						
	活動指標(2)	2													
	成果指標(1)	3	%			43.0	37.0	100.0	86.0						
	成果指標(2)	4													
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円			1,310	811	24,361	25年度予算執行率(%) 61.9						
	(内)投資的経費等	6	千円			0	0	0	特記事項						
	(内)委託費	7	千円			95	50	95	「障害者相談支援事業所サポート事業」は26年度単年度の事業となります。(23,271千円)						
	職員数	常勤職員数	8	人			4.00	4.50	4.00						
		再任用職員数	9	人			0.00	0.00	0.00						
		非常勤職員数	10	人			1	1	1						
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	0	0	34,520	38,835	34,520						
		(内)再任用職員分	12	千円	0	0	0	0	0						
		(内)非常勤職員分	13	千円	0	0	2,780	2,780	1,946						
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	0	0	38,610	42,426	60,827							
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円			38,266	48,487	60,464							
	財源	受益者負担分	16	千円			0	0	0						
		国からの補助金等	17	千円			0	0	0						
都からの補助金等		18	千円			0	0	0							
その他の補助金等		19	千円			0	0	0							
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0							
差引:一般財源(14-20)		21	千円	0	0	38,610	42,426	60,827							
受益者負担比率(16÷14)	22	%			0.0	0.0	0.0								

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 209

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		サービス等利用計画作成研修会・意見交換会	6	回	437
		地域自立支援協議会運営	3	回	374
		その他()			0

(2)事業実績(協働、行革の取組があれば記入)

特定相談支援事業所を対象に、サービス等利用計画作成研修会(平成25年7月・9月・12月・平成26年3月)や意見交換会を実施しました。また、相談支援の現場から見えてきた障害者や家族、その地域の課題については自立支援協議会に意見を聴きました。
自立支援協議会を年3回実施し、常設部会として相談支援部会、専門部会として地域移行促進部会を設置して活動を行いました。各部会の活動から地域の課題を抽出し、協議会本会に報告しました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成25年度より障害者の相談支援体制は、特定相談支援事業所と障害者地域相談支援センター3所(すまいる)に再編されました。特定相談支援事業所(区内20か所)は「サービス等利用計画」を作成し、各ケースに定期的なモニタリングを実施することで障害者が福祉サービスを利用し、充実した生活を送るための相談支援を行っています(計画相談支援)。サービス等利用計画については障害福祉サービス利用者約2600件を今年度末までに全件作成に向け、研修会や情報交換会の企画運営など、地域ネットワーク推進係がバックアップを行っています。 25年度から自立支援協議会の運営所管が障害者生活支援課から障害者施策課に移行しました。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	各事業者からは、事務改善や計画作成の必要件数の内訳・作成スケジュール等の情報提供に関する要望が挙げられました。また計画の作成報酬単価が低いことについて改善策を国に要望を挙げてほしい旨と、区独自の支援等体制整備について要望が挙げられました。 自立支援協議会本会の回数増加、保健福祉計画策定への協議会の関わりへの意見があがりました。
	今後の予測	26年度末までに障害福祉サービス利用者全員がサービス等利用計画を作成することとされており、26年度は特定相談支援事業所は新たに2~3事業所が開設することが予想されています。今後は区が相談支援事業所や関係機関との調整に多く関わる必要があるケースの増加が見込まれます。 自立支援協議会は、本会と部会の役割を明確にし委員の連携を密にする仕組みづくりや、相談支援部会の活性化や専門部会のあり方の検討が必要となることが予想されます。
評価と課題	適切な障害福祉サービスの利用のためにはサービス等利用計画作成は極めて重要です。25年度までの計画作成数は全体の37%となっています。作成数が目標値に届かなかった理由は、情報収集等の時間を要することや対応件数に限りがあることなどによります。計画の質の担保と量的拡大をバランスよく進めていることが今後の課題であり、計画の評価方法や研修内容を工夫するなど、相談支援事業所や関係機関との情報共有や連携強化に努めていきます。 また自立支援協議会は、部会の在り方等についての検討が必要です。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ その他			
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し	
	サービス等利用計画作成件数やスケジュールは、各相談支援事業所に定期的に情報提供しながら26年度末までに全件作成を目指していきます。また、研修会や情報交換会を実施する中で、相談支援に関わる支援者の質の向上や地域の関係機関のネットワーク構築を図るとともに、計画作成が円滑に進むよう事務改善策をともに考えるなど具体的な解決策を提案していきます。26年度の障害者相談支援事業所サポート事業を活用しながら、各事業者の力量の確保・専門性の向上の支援を継続します。計画相談支援が進展していくために新たな事業所開設についてのアドバイス、関係機関への働きかけも広く実施していきます。 自立支援協議会は、本会の回数を年4回に増やし、保健福祉計画に自立支援協議会の意見を反映することができるよう計画部会への委員の参加や、計画策定と自立支援協議会の開催スケジュールをリンクさせるなど、機能的に活動できるように運営していきます。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		(仮称)障害者地域相談支援センターの維持管理				款	4	項	1	目	6	事業	14	整理番号	227	
担当部課名		保健福祉部障害者施策課				係名	地域ネットワーク推進係		連絡先電話番号	3222			昨年度整理番号			
上位施策No・施策名		19 障害者の地域生活支援の充実				予算事業区分			新規事業							
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	25	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実行計画事業目標		4	施策	19	計画事業	1	<input checked="" type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)		
	対象	障害者地域相談支援センターすまいる3所(荻窪・高円寺・高円寺)				内部管理			根拠法令等	(1) 障害者総合支援法 (2) 杉並区障害者地域相談支援センター事業実施要綱						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	利用者が安心して快適に施設を利用できるよう、設備の維持管理を行う。				施設維持管理	1		活動指標名(式)							
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○すまいる3所の光熱水費・各保守点検・清掃業務・警備委託等(案分)の負担を行う。						成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標						
								成果指標名(1)								
								算定式・指標の説明等								
								成果指標名(2)								
								算定式・指標の説明等								
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)						
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画								
指標	活動指標(1)	1														
	活動指標(2)	2														
	成果指標(1)	3														
	成果指標(2)	4														
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円				5,282	4,577	2,364	25年度予算執行率(%) 86.7						
	(内)投資的経費等	6	千円				0	0	0	特記事項						
	(内)委託費	7	千円				3,862	3,185	1,664							
	職員数	常勤職員数	8	人				0.20	0.20	0.20						
		再任用職員数	9	人				0.00	0.00	0.00						
		非常勤職員数	10	人				0	0	0						
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	0	0	0	1,726	1,726	1,726						
		(内)再任用職員分	12	千円				0	0	0						
		(内)非常勤職員分	13	千円				0	0	0						
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	0	0	0	7,008	6,303	4,090							
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円													
	財源	受益者負担分	16	千円				0	0	0						
		国からの補助金等	17	千円				0	0	0						
		都からの補助金等	18	千円				0	0	0						
その他の補助金等		19	千円				0	0	0							
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0	0							
差引:一般財源(14-20)		21	千円	0	0	0	7,008	6,303	4,090							
受益者負担比率(16÷14)	22	%				0.0	0.0	0.0								

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 227

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		需用費	3	所	1,293
		役務費	3	所	483
		委託料	3	所	2,703
		使用料及び賃借料	3	所	98
		その他()			0
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)					

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	
	今後の予測	
評価と課題	主管施設の管理のもと、施設設備の定期的なメンテナンスを行い、業務運営に支障が出ないようにしていきます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 233

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		精神障害者グループホーム設備整備助成	1	所	309
		知的障害者及び精神障害者グループホーム防火設備助成	4	所	4,558
		重度障害者グループホーム整備にかかる敷地測量委託	1	所	1,318
		重度障害者グループホーム整備にかかる既存建物解体工事	1	所	10,503
		その他(重度障害者グループホーム整備に伴う運営法人選定、既存建物管理費)			
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	重度障害者グループホームの整備運営法人選定にあたっては、障害者団体の代表、地域の区民代表、学識経験者等で構成する選定委員会で、公平・公正に選定作業を行いました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	障害者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できる障害者施策の充実が求められています。障害者グループホームの建設や利用者の安全・安心に関する整備は、障害者から特に求められる事業です。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	重度の障害者については、既存グループホームの設備では、利用しにくいとの声があり、重度の障害者に対応できる設備を整えたグループホーム建設への期待があります。
	今後の予測	平成26年度中に下井草四丁目区有地を活用した重度障害者グループホームが整備予定であり、15名の重度障害者が入居することができます。このように障害者が住み慣れた地域の中で安心して安全に生活できるグループホームは、今後も社会福祉法人等と連携するなどして整備を進めていく必要があります。
評価と課題	平成26年度に開設予定の下井草四丁目区有地を活用した重度障害者グループホームの整備に期待が寄せられています。このようなグループホームが整備されると、グループホームの利用が困難とされてきた重度障害者の利用を促進し、住み慣れた地域での生活が継続できるようになります。平成27年4月の消防法改正によりスプリンクラー等の防火設備の設置義務が生ずるグループホームに対しては、利用者の安全を図る上でも、引き続き防火設備の助成をしていきます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他			
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	障害者が住み慣れた地域で安全・安心に生活するために、グループホームの整備は欠かせません。また、介護者や本人の高齢化が進んでおり、今後さらに整備の必要性が高くなると見込まれます。グループホームの整備手法は、民間賃貸住宅や個人住宅の改築による場合がほとんどですが、行動障害や身体障害がある方に対応したグループホームでは、新築若しくは大規模改修工事が必要となります。 今後のグループホームの建設にあたっては、同様に不足している短期入所を併設するなど、複合的な施設として効果的に建設することも重要です。 消防法改正が間近にひかえており、必要とされる防火設備の設置については、利用者の安全・安心を守るためにも、該当する法人に設置の勧奨を行うとともに、避難訓練の実施等必要な助言・指導を継続して行っていきます。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 311

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		医師及び看護師等謝礼	3	センター	5,111
		血液検査等委託			1,624
		事務消耗品、検査材料購入等			517
		パート報酬	2	センター	248
		その他(郵券)			96
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	障害者施設等健診は、3保健センター(荻窪・高井戸・高円寺)で実施しました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	区内の小規模事業所従事者の健康増進を目的とした事業所健診の一環として開始しましたが、平成14年度に民間との役割分担を推進する観点から見直しが提案されました。現状を検証した結果、国の健診制度改革の開始時期に一致させて、平成19年度末をもって小規模事業所健診を終了しました。ただし、障害者健康診査については、民間医療機関では施設入所者・通所者に対する対応に難渋することが多いため、継続して実施しています。平成22年度からは、3保健センター(荻窪・高井戸・高円寺)のみで実施しています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	民間の健診機関では受診に際して、障害者への対応が円滑に行われないという声が多く聞こえてきます。
	今後の予測	民間医療機関のバリアフリー整備が進み、受診できる民間医療機関が増えると予測されます。しかしながら、民間医療機関で対応困難な対象者に対する保健センターでの健診ニーズは継続すると考えます。
評価と課題	重度障害や障害の特性により民間の医療機関では対応困難な対象者について、健診の機会を確保する事業となっています。受診者がほぼ毎年同じであること、かつ高コストであることが課題となっています。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し <input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し
	障害者施設等入所者・通所者の健康診査は、対象者が限られ、かつコストがかかる事業となっていることから、関係機関と調整を図りながら、受け入れ可能な民間医療機関の確保や、健診の委託化を検討する必要があります。		

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		自立支援医療(育成)の給付			款	4	項	5	目	3	事業	5	整理番号	339		
担当部課名		杉並保健所保健予防課			係名	保健予防係			連絡先電話番号	4525			昨年度整理番号	334		
上位施策No・施策名		19 障害者の地域生活支援の充実			予算事業区分				既定事業							
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	33	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/> 計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)				
	対象		身体に障害や病気があり、手術等によって障害の改善が見込まれる18歳未満の児童			内部管理		施設維持管理		根拠(1) 障害者自立支援法 等 (2) 障害者自立支援法施行令						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○必要な治療を受け、機能障害を残さない、または生活能力を維持できるようにする。			活動指標名(式)										
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○保護者が杉並区に住所を有する18歳未満の児童で、現在身体に障害を持っていたり、今罹っている病気をそのままにしておくとも身体に障害が残る可能性があり、手術等によって確実な治療の効果がみ込まれる者に対し、生活能力を維持できるようにするために、指定自立支援医療機関で健康保険を使って治療した場合の自己負担額を助成する。			成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標								
					成果指標名(1)		(代) 育成医療受給者証交付件数(再交付含む)									
					算定式・指標の説明等											
					成果指標名(2)											
					算定式・指標の説明等											
区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)							
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画								
指標	活動指標(1)		1	件	16	20	25	20	17	20	85.0					
	活動指標(2)		2													
	成果指標(1)		3	件	16	20	25	20	17	20	85.0					
	成果指標(2)		4													
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	990	3,025	1,382	4,525	3,537	3,025	25年度予算執行率(%) 78.2					
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 目標値を設定していないのは、身体上の障害を有し治療が必要な児童の発生を前提とした医療費助成は、目標値の設定になじまないと思われるためです。					
	(内)委託費		7	千円	3	15	9	15	12	15						
	職員数	常勤職員数		8	人	1.17	1.19	0.77	3.82	3.84						3.22
		再任用職員数		9	人	0.31	0.00	0.10	0.25							
		非常勤職員数		10	人		0.28	0.04	0.36	0.61						0.92
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	10,413	10,353	6,699	32,967	33,139						27,789
		(内)再任用職員分		12	千円	955	0	393	965	0						0
		(内)非常勤職員分		13	千円		770	110	1,001	1,696						2,558
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	12,358	13,378	8,474	39,458	38,372	33,372						
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	772,375	668,900	338,960	1,972,900	2,257,176	1,668,600						
	財源	受益者負担分		16	千円	0	0	0	0	0						0
		国からの補助金等		17	千円	0	0	0	0	1,638						1,500
		都からの補助金等		18	千円	990	3,025	1,377	750	1,688						750
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0							
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	990	3,025	1,377	750	3,326	2,250							
差引:一般財源(14-20)		21	千円	11,368	10,353	7,097	38,708	35,046	31,122							
受益者負担比率(16÷14)		22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 339

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		育成医療受給者証交付件数(再交付含む)	17	件	16
		育成医療費公費負担の支出	98	件	3,521
		その他()			0

(2)事業実績
(協働、行革の取組があれば記入)

平成25年度の受給者証交付件数は17件でした。給付内容としては、医療費の支給をし、経済的負担を軽減することにより、必要な医療を受けられるようにしています。
平成25年度より、育成医療費助成の認定審査に係る事務(支給認定審査会)が、都より区に権限移譲されました。そのため、申請から審査、受給者証の送付までの事務処理期間が、今までよりも短くなりました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成19年4月1日から義務教育就学児医療費助成(マル子医療証)の制度が開始され、育成医療の受給申請は減少しましたが、近年は横ばいの状態が続いています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成があるので、育成医療の申請が必要か問い合わせがあります。法に基づく自立支援医療(育成医療)が優先される旨の説明はしていますが、申請の手間などを理由に申請しない方もいます。
	今後の予測	当面、大きな変化は見込まれません。
評価と課題	本制度は将来的な障害の除去・軽減のために引続き重要な役割を担っています。今後も制度の利用促進に努め、障害者の機能回復・障害程度の軽減化を図っていく必要があります。一方、保護者にとっては、手間のかかる本制度の申請をしない場合もあり、どのように制度の周知、利用を図るかの課題があります。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	育成医療の対象であっても育成医療の申請をせず、乳幼児および義務教育就学児医療費助成で医療費の自己負担分全額の助成を受ける人が増えています。しかし、育成医療と義務教育就学児医療費助成を併用すれば、自立支援医療の支給により、杉並区の負担が少なくて済むので、制度利用の在り方も含め今後検討していく必要があります。					